



残業が月45時間を超えているけど、  
どうやって改善したらいいのだろう...

労働基準監督署の職員が会社にお伺いして、アドバイスいたします！



静岡労働局からのお知らせ

相談無料

# 労務管理の改善等に関する訪問支援の御案内

労働基準監督署では、労働時間制度の見直しや労働時間の削減など労務管理の改善に取り組もうとされている中小企業の皆様のとこに、監督署の専門職員が直接お伺いして、相談・支援をさせていただきます。

この訪問支援は、労働基準監督官が通常行っている臨検監督とは異なり、**法違反を指摘して行政指導を行うものではありません**。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。

自社の**労務管理の見直し手法の一つ**として、**ぜひ積極的に御活用**ください！

こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供をいたします

<p><b>労務管理全般に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に労務管理を改善したいけど、そもそも現状何が問題なのか分からない。</li> <li>・今の管理方法で問題ないかチェックしたい。</li> </ul>	<p><b>働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働の上限規制の内容は？</li> <li>・うちの会社は具体的に何をすればいいの？</li> </ul>
<p><b>現行の労働基準法等に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・36協定の作成・届出方法は？</li> <li>・残業時間が月45時間を超えているけど、どのように削減したらいいのだろう...</li> </ul>	<p>このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他社の好事例</li> <li>・助成金の御案内</li> </ul> 

**訪問支援の対象**となるのは、**中小規模の事業場**（中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の範囲に含まれる事業場）です。対象となるか御不明な場合には監督署にお問合せください。

監督署	管轄	所在地	電話番号 FAX番号
三島	三島市, 熱海市, 伊豆の国市, 伊豆市, 伊東市, 田方郡	〒411-0033 三島市文教町 1-3-112 三島労働総合庁舎 3階	TEL 055-986-9100 FAX 055-986-9107
(下田)	下田市, 賀茂郡	〒415-0036 下田市西本郷 2-5-33 下田地方合同庁舎 1階	TEL 0558-22-0649 FAX 0558-22-3461
沼津	沼津市, 裾野市, 御殿場市, 駿東郡	〒410-0831 沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 4階	TEL 055-933-5830 FAX 055-933-5833
富士	富士市, 富士宮市	〒417-0041 富士市御幸町 13-28	TEL 0545-51-2255 FAX 0545-51-7191
静岡	静岡市	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町 24-2 相川伝馬町ビル 3階	TEL 054-252-8106 FAX 054-252-7511
島田	島田市, 藤枝市, 焼津市, 牧之原市, 榛原郡	〒427-8508 島田市本通 1-4677-4 島田労働総合庁舎 3階	TEL 0547-37-3148 FAX 0547-37-2627
磐田	磐田市, 袋井市, 掛川市, 菊川市, 御前崎市, 周智郡	〒438-8585 磐田市見付 3599-6 磐田地方合同庁舎 4階	TEL 0538-32-2205 FAX 0538-32-9390
浜松	浜松市, 湖西市	〒430-8639 浜松市中区中央 1-12-4 浜松合同庁舎 8階	TEL 053-456-8148 FAX 053-456-8156

訪問支援を希望される場合は、裏面の申込用紙により、お申し込みください。

